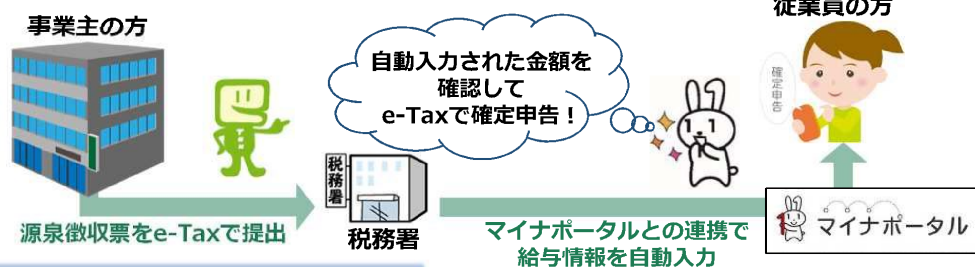


事業主の皆さまへ/ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
e-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的一元化機能」を利用する場合を含みます。なお、電子的一元化機能とは、市区町村に提出する給与支払報告書を作成すると、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成・一括提出可能な機能です。詳しくは、裏面をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

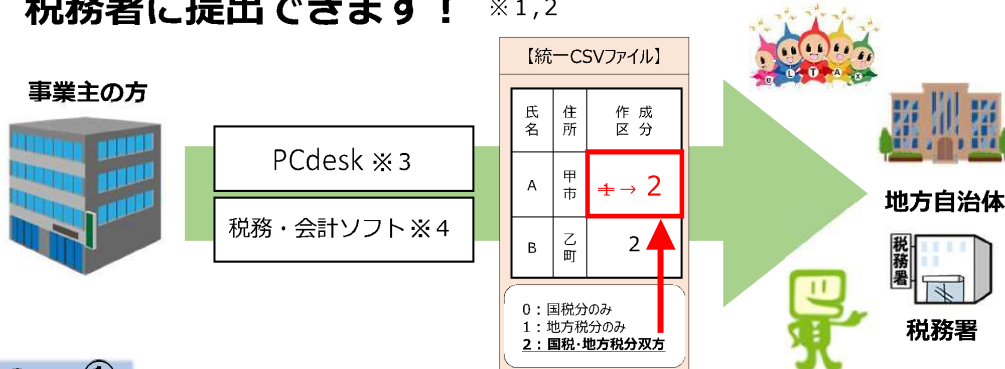
！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます！ ※1,2



Point ①

事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

Point ②

「2」を選択すると、**支払金額が500万円以下**の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、**自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等**については、**記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**



- ※1 e-Taxの利用者識別番号も必要となります。
- ※2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。
(源泉徴収票をe-Taxで提出する場合は、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。)
- ※3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。
- ※4 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)



東京国税局・税務署 (令和6年5月)